

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	県民協働課	H24.4.6	長崎県新しい公共支援事業委託(NPO法人会計基準説明会)	1,455,760	長崎市大浦町7-22 コーポ おおら3F 特定非営利活動法人 NPOな がさき 代表理事 川崎 清廣	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号
2	県民生活部	県民協働課	H24.4.24	長崎県新しい公共支援事業委託(寄附文化醸成事業)	4,831,260	長崎市元船町17番1号 財団法人 ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号
3	県民生活部	県民協働課	H24.4.24	長崎県新しい公共支援事業委託(異分野NPO等交流事業)	3,327,198	長崎市元船町17番1号 財団法人 ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号
4	県民生活部	県民協働課	H24.5.2	長崎県新しい公共支援事業業務委託(市民ファンド(県民ファンド)具体案創出)	7,035,000	長崎市東山手町8-18 一般社団法人ナガサキベイ デザインセンター 代表理事 梅元 建治	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県民生活部	県民協働課	H24.5.14	長崎県新しい公共支援事業業務委託(NPO等基盤整備事業)	4,939,342	長崎市恵美須町7-21 一般社団法人長崎県中小企業診断士協会 会長 石井 計行	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号
6	県民生活部	県民協働課	H24.5.14	長崎県新しい公共支援事業業務委託(NPO等融資利用円滑化事業)	3,983,023	長崎市恵美須町7-21 一般社団法人長崎県中小企業診断士協会 会長 石井 計行	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。 実施については、23年度事業実施状況等により事業継続の有無の評価を行うこととしており、平成24年3月8日に公開プレゼンテーション審査を実施し、運営委員会からの事業の決定を受けたため、当該実施団体と随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号
7	県民生活部	県民協働課	H24.7.18	長崎県新しい公共支援事業(NPO等活動支援広報事業)	6,720,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役 上田 良樹	当支援事業の国のガイドラインでプロポーザルでの発注を奨励されており、外部有識者で構成する長崎県新しい公共支援事業運営委員会が、公開プレゼンテーション審査で、企画の妥当性を助案し、選定した者と随意契約を行うこととしている。	第167条の2 第1項 第2号
8	県民生活部	男女共同参画室	H24.4.2	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役 上田 良樹	離島地域を含め県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、県内においては、長崎放送(株)1者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県民生活部	人権・同和対策課	H24.4.2	人権・同和問題に関する啓発相談業務委託	10,000,000	長崎市上銭座町2-7 部落開放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第1項 第2号
10	県民生活部	人権・同和対策課	H24.4.2	平成24年度人権啓発活動委託	2,078,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
11	県民生活部	人権・同和対策課	H24.4.2	平成24年度人権啓発活動委託	1,699,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
12	県民生活部	生活衛生課	H24.4.2	平成24年度犬捕獲抑留等業務委託	39,769,038	大村市西西城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指導協力会 代表取締役 深田良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の骨灰の処理など、公衆衛生業務の一つとして欠くことのできない業務だが、咬傷事故や感染症の罹患の恐れがあることから、一般に敬遠される業務であり、かつ、一定の技術・経験が不可欠な業務であるため、本業者以外に県内で業務を遂行できる者がいないため。また、動物の適正飼養管理業務も含まれており、遂行には専門性が求められている。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県民生活部	生活衛生課	H24.6.18	残留農薬検査業務委託契約	59,800 / 検体 (単価契約)	西彼杵郡長与町高田郷 3640-3 社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 山口弘勝	この事業の目的は、県民の食品に対する不安感を払拭し安全確保を図ることであるが、高度な理化学検査である食品の残留農薬検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければならない。加えて、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならない。 以上のことから、県内唯一の登録検査機関である(社)長崎県食品衛生協会と随意契約とすることが妥当である。	第167条の2 第1項 第2号
14	県民生活部	生活衛生課	H24.7.20	平成24年度油症被害者骨密度測定検査、心電図検査並びに腹部超音波検査業務委託契約	10,300円 (単価契約)	諫早市多良見町化屋986番地3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	測定機材を積んだ検診車と検査技師をセットで借り上げて、離島を含む検診会場で骨密度検査、心電図検査並びに腹部超音波検査を実施できる業者は、県内では(財)長崎県健康事業団のみであるため1者による随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
15	県民生活部	生活衛生課	H24.7.20	平成24年度カネミ油症被害者の血液検査業務委託契約	13,600円 (単価契約)	東京都立川市曙町2丁目41番19号 株式会社 エスアールエル 代表取締役 小川 眞史	油症検診は、厚生労働科学研究費補助金により、研究代表者である全国油症治療研究班長が各自治体に業務を委託し実施されており、その検査結果は油症被害者の治療研究の基礎資料であり、統計的なデータ分析が行われている。委託者である全国油症治療研究班長から、検査業者について、受診者数が本県と並んで最も多い福岡県と同じ業者((株)エスアールエル)で検査するよう指示があっているため1者による随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
16	県民生活部	生活衛生課	H24.8.16	油症の治療等に関する研究委託	1,150,000	長崎市坂本1丁目7-1 長崎油症研究班 班長 宇谷 厚志	本契約は、油症の治療法に係る専門的な調査研究に関する委託契約であり、実施にあたっては油症に関する医学的・疫学的な専門知識を必要としている。 長崎油症研究班は、長崎大学病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。また、県内において長崎油症研究班以外に油症に関する研究は行われていないことから1者による随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県民生活部	食品安全・消費生活課 (計量検定所)	H24.4.2	特定計量器検査等業務委託	13,623,000	長崎市銭座町3番3号 一般社団法人 長崎県計量協会 代表理事 中村 未幸	当該業務は商契約等で利用される特定計量器の精度を検査するものであり、計量士資格など高度な専門性を必要とする。 業務委託にあたっては、計量法に基づき知事が「指定期検査機関」として指定した検査機関のみが当該業務を受託できることとなっているが、申請に基づき長崎県知事が指定した事業者は一般社団法人長崎県計量協会のみである。	第167条の2 第1項 第2号
18	県民生活部	食品安全・消費生活課	H24.10.12	くらしホッと安全・安心 広報事業(NBC)委託 契約	2,499,945	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 上田良樹	県民に親しみのある情報生番組とタイアップすることで、悪徳商法等に対する注意喚起や情報提供を幅広く県民に行うことが目的である。 業務の目的達成のためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送して、より多くの県民が視聴できる機会を設けることが適当である。 よって、競争入札には適さないため、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
19	県民生活部	食品安全・消費生活課	H24.10.12	くらしホッと安全・安心 広報事業(KTN)委託 契約	2,331,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 柿川照穂	県民に親しみのある情報生番組とタイアップすることで、悪徳商法等に対する注意喚起や情報提供を幅広く県民に行うことが目的である。 業務の目的達成のためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送して、より多くの県民が視聴できる機会を設けることが適当である。 よって、競争入札には適さないため、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
20	県民生活部	食品安全・消費生活課	H24.10.12	くらしホッと安全・安心 広報事業(NCC)委託 契約	1,890,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原晃昭	県民に親しみのある情報生番組とタイアップすることで、悪徳商法等に対する注意喚起や情報提供を幅広く県民に行うことが目的である。 業務の目的達成のためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送して、より多くの県民が視聴できる機会を設けることが適当である。 よって、競争入札には適さないため、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.10.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県民生活部	食品安全・消費生活課	H24.10.12	くらしホッと安全・安心 広報事業(N!B)委託 契約	3,192,000	長崎市出島町11-1 株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長 小林敬三	県民に親しみのある情報生番組とタイアップすることで、悪徳商法等に対する注意喚起や情報提供を幅広く県民に行うことが目的である。 業務の目的達成のためには、県内民放テレビ局4社すべてで放送して、より多くの県民が視聴できる機会を設けることが適当である。 よって、競争入札には適さないため、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円